



うえの事務所通信

こんにちは。最近第7波でコロナウイルスが増えてきました。2カ月くらい前は、今年こそはバリ島へサーフィンをしに行きたい、と思っていましたが、今年も難しそうな状況です。去年の夏に高知県にサーフィンをしに行き、良い波と食事を楽しめたので、今年もまた高知県に行こうと思います。高知県は足摺岬の方まで行くとコバルトブルーの海があるんですよ！

前回の事務所通信でも最近残業代請求事件が増えてきているとお伝えしました。これは残業代の時効が3年となり、色々な弁護士事務所がインターネット広告で残業代請求について広告をしているからではないかと思っています。

最近、多くの企業で、みなし残業という制度が採り入れられています。これは、〇〇手当というものを支払って、それを残業代とするというものです。このみなし残業代、安易に取り入れている企業が多いですが、実は裁判で問題になることがしばしばあります。どのように問題になるかという点、退職した従業員が、みなし残業代は無効であり残業代は支払われていないとして会社を訴えてくるのです。

このようなみなし残業代制度が有効になるためには最低限、雇用契約書（又は労働条件通知書）と就業規則にみなし残業代制度を定めておく必要があります。また、給与明細でも〇〇手当がみなし残業代として支払われていることを明確にした方が良いでしょう。雇用契約書、就業規則、給与明細を私は3点セットと呼んでいます。これらが矛盾なく整合していることも必要です。

安易にみなし残業代を採り入れると後で大変な目に遭うことがありますので、よくよく注意ください。



ロボット・イン・ザ・ガーデンのパフレット

私は、ミュージカルを観劇するのが好きです。一流の劇、音楽、ダンスを生で見ると気持ちが高揚しますし、団員がそのプログラムを完成させるのに費やしてきた努力も感じられて、自分も仕事を頑張ろうと思えるからです。

先日、上毛新聞で、劇団四季の「ロボット・イン・ザ・ガーデン」というミュージカルが紹介されました。

この劇は主人公とロボットの旅を描いた物語で、ロボットはパペットと呼ばれる操り人形を2人1組で演じており、1人が頭と右手、もう1人が胴体と左手を操作します。なぜ上毛新聞で紹介されていたかという点、このロボット役に伊勢崎市出身の劇団四季の劇団員2人がWキャストで抜擢されたからでした。この劇が6月23日、24日に前橋で講演されるということで是非観たいと思い、チケットを取って、観てきました。

パペット(操り人形)の劇は初めて見たのですが、ロボットの人形が物をつまむ等かなり複雑な動きをしていて、「かなり練習したのだらうな」と感嘆しました。さすが劇団四季でダンスなどのクオリティは非常に高く、若干空席はあったものの、最後スタンディングオベーションとなりとても良い劇でした！

